

6-2 産業（中分類）別事業所数及び従業者数の推移
 【工業統計調査・経済センサスー活動調査・経済構造実態調査（製造業事業所調査）】

（基準日：各年6月1日、単位：事業所・人）

産業分類（中）	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
【 総 数 】	344	12,183	314	11,489	389	12,560	386	12,447	384	12,396
9 食 料 品 製 造 業	56	1,550	57	1,942	65	1,996	64	1,994	64	1,986
10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	13	349	11	303	15	361	15	364	15	354
11 織 維 工 業	22	706	20	513	25	516	23	503	23	497
12 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業（家具を除く）	10	115	8	95	8	104	8	96	9	116
13 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	27	457	18	374	25	425	25	421	24	400
14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	7	174	5	134	6	128	7	152	7	150
15 印 刷 ・ 同 関 連 業	24	543	19	560	27	526	27	545	27	562
16 化 学 工 業	9	398	9	322	13	391	13	360	13	409
17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	1	8	1	18	1	9	1	8	1	8
18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業（別掲を除く）	12	299	10	225	11	284	11	289	11	296
19 ゴ ム 製 品 製 造 業	13	2,354	13	2,352	15	2,509	15	2,474	15	2,421
20 な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	1	7	2	11	2	11	2	11	2	11
21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	17	247	14	203	16	205	16	215	16	204
22 鉄 鋼 業	7	184	9	210	10	220	9	200	9	199
23 非 鉄 金 属 製 造 業	4	286	3	255	3	260	3	260	3	258
24 金 属 製 品 製 造 業	43	1,083	35	900	45	996	45	1,006	45	1,014
25 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	6	164	6	151	10	158	10	168	10	168
26 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	41	1,657	41	1,393	51	1,889	52	1,822	51	1,772
27 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	2	38	1	30	1	31	1	32	1	32
28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	1	12	1	10	2	11	2	11	2	11
29 電 気 機 械 器 具 製 造 業	5	270	7	265	8	270	8	279	8	290
30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	-	-	-	-	1	2	1	2	1	2
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	7	1,136	8	1,058	8	1,083	8	1,082	8	1,081
32 そ の 他 の 製 造 業	16	146	16	165	21	175	20	153	19	155

資料：総務省・経済産業省「工業統計調査」(R2)、「経済センサスー活動調査」(R3)、「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」(R4, R5, R6)
 福岡県「福岡県の工業 工業統計調査結果表」

※工業統計調査における「事業所数」及び「従業者数」とは、以下のとおりである。

・事業所数

一区画を占めて主として製造又は加工を行っている事業所（一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所と呼ばれているようなもの）の数。

・従業者数（従業者とは、以下のア～キをいうが、本統計表でいう従業者数は、ア～エの合計から、カを除き、キを加えたものである。）

雇用形態は、以下のとおり区分される。

ア 個人業主及び無給家族従業者

個人業主：個人経営の事業所で、その事業所を経営している者

無給家族従業者：個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに常時従事している者

イ 有給役員

事業所の取締役、理事等で役員報酬を得ている者

ウ 正社員・正職員等

常用雇用者（期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者）のうち、「正社員」「正職員」として処遇している者（他企業へ出向している者を除く）

及び個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている者

エ パート・アルバイト等

常用雇用者のうち、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など、正社員・正職員以外の者

オ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者（1か月未満の期間を定めて雇用されている者、日々雇用されている者など）

カ 送出者

在籍出向など事業所に籍を置いたまま、別経営の事業所で働いている者

キ 出向・派遣受入者

別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている者及び人材派遣会社からの派遣従業者

※経済センサスー活動調査及び、経済構造実態調査（製造業事業所調査）における製造業の「事業所」及び「従業者」とは、以下のとおりである。

1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

①一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

②従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2. 従業者

調査日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、当該事業所から他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1か月未満、日々雇用）は含めない。一方、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。